

やちよししゅわげんご 八千代市手話言語・

しょうがいしゃ 障害者コミュニケーション

じょうれい 条例ができました

れいわがんねん がつ にちせこう
令和元年9月30日施行



やちよし
八千代市キャラクター

「やっち」

しゅわ げんご
手話が言語であることやしょうがいしゃ
しょうがいしゃ
障害者のコミュニケーション方法(気持ちを
きも
伝える方法など)をたいせつ
大切に、しょうがい
障害のある人もひと
いない人もひと
一緒になって
いっしょ
す
住みやすいしゃかい
社会をめざ
もくてき
することを目的に「やちよししゅわげんご
りかいおよ
八千代市手話言語の理解及び
ふきゅうなら
普及並びにしょうがい
障害の特性にとくせい
おう
お応じたコミュニケーション手段(しゅだん
かん
に関するじょうれい
条例」
せいてい
を制定しました。

じょうれい おお ないよう 条 例 の大まかな内容

じょうれい
条 例 には 2 つ の
目 的 があるよ！



©八千代市「やっち」

① 手話言語

② 障害者のコミュニケーション

基本理念

- ・手話は海外でも日本国内でも言語であると認められていることを理解します。
- ・手話で気持ちなどを伝えあうことを大切にします。

- ・自分の障害に合ったコミュニケーションの方法を選択することを大切にします。
- ・選択した方法で必要な情報を得ることを大切にします。

市の責務（やらなくてはならないこと）

- ① 手話は手・指や体の動き・表情などで表現する目で見える言語であることをたくさんの人に理解してもらえるようにします。
- ② 手話で情報が入るような環境と手話で気持ちを伝えるなど使いやすい環境を整えていきます。
- ③ 障害者のコミュニケーションは要約筆記や点字、コミュニケーションボードなどいろいろな方法があることをたくさんの人に理解してもらえるようにします。
- ④ 障害者が選んだコミュニケーション方法で情報が入るような環境と選んだ方法で気持ちを伝えるなど使いやすい環境を整えていきます。
- ⑤ 手話通訳者や要約筆記者など、障害者が選ぶコミュニケーション方法を支援する人を育てる環境を整えていきます。

じょうれい とくちょう 条 例 の特 徴

八千代市の条例は、手話だけでなく、他の障害者のコミュニケーション方法についても、みんなで理解を深める理念条例となっています。

コミュニケーションは障害がある・なし関係なく全ての人にとって、とても大切なものです。

八千代市は、「共に生きる、誰もがぐらしやすいまち やちよ」を目指します。

じょうれい ぜんぶぶん やちよし
条例の全文は八千代市のホームページで見ることができます。



<https://www.city.yachiyo.lg.jp//soshiki/26/53539.html>

お問い合わせ

八千代市健康福祉部障害者支援課

電話 047-483-1151

FAX 047-483-2665

メール syougaisien1@city.yachiyo.chiba.jp